

成年後見制度とは？



認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力に不安がある方を対象に、家庭裁判所が後見人等を選び、本人の財産の管理や身上保護などを行うことで本人を法律的に保護し、支援する制度です

市民後見人とは？



弁護士、司法書士、社会福祉士といった専門職ではなく、市区町村が実施する養成講座を受講し、成年後見制度に関する必要な知識と技量を身に着けた市民の中から、家庭裁判所が後見人等として選任した方のことです。

地域福祉権利擁護事業とは？ (日常生活自立支援事業)

認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力に不安がある方を対象として、社協と本人との契約による事業です。郵便物等の書類の確認、福祉サービスの利用援助、日常生活に必要な支払いや生活費等の預貯金の払い戻しを行います。

※施設への入所契約の手続きや、日常生活費以上の多額の財産管理は行うことができません。



生活支援員とは？

地域福祉権利擁護事業の担い手として、社協の臨時職員(登録型)に登録されます。生活支援員は定期的に利用者宅などに訪問し郵便物を確認したり、福祉サービスの利用手続きや公共料金の支払い、銀行で生活費の払い戻しをします。



※市民後見人養成講座は、国分寺市からの委託事業として、国分寺市社会福祉協議会が受託し実施しています。